

赤道ギニア Kie Ntem 州におけるマールブルグウイルス病の発生

- 2月13日、WHOは、赤道ギニア保健当局が、同国東部の Kie Ntem 州において国内で初めてマールブルグウイルス病の症例を確認した旨公表しました。
- マールブルグウイルス病は、エボラ出血熱と同様に致死率が高い極めて危険な感染症で、主として感染者の体液等(血液、分泌物、吐物・排泄物)に触れることにより感染します。感染者が発生している地域には近づかないようにし、感染者又は感染の疑いがある人との接触は避けてください。

1 マールブルグウイルス病の発生

2月13日、WHOは、赤道ギニアの保健当局が、同国東部の Kie Ntem 州においてマールブルグウイルスの症例を確認した旨公表しました。

同州で9人の死亡例が発生した後、赤道ギニア保健当局は原因を調査するためにWHOの協力を得て検体をセネガルのパスツール研究所に送付しました。8例の検体がテストされ、うち1例からマールブルグウイルスの陽性が確認されました。現時点で9人の死亡例と16人の発熱や嘔吐、下痢等の症例を発症している疑い例が報告されています。

流行の発生を抑えるためには迅速な対応が有効であるため、WHOは早急に専門家を派遣し、疫学的監視の強化、検査、接触者の追跡等を行えるよう、現地に検査用の医療テントを設置し、医療関係者用の防護キット等を供与する等、赤道ギニア保健当局を支援しています。

○2月13日付WHOアフリカ支部による発表(英文)

<https://www.afro.who.int/countries/equatorial-guinea/news/equatorial-guinea-confirms-first-ever-marburg-virus-disease-outbreak>

2 マールブルグウイルス病について

マールブルグウイルス病は、エボラ出血熱と同様に最も危険な感染症である一類感染症に指定されています。コウモリやラットなどの媒介動物の関与が指摘されてはいますが、自然界からヒトへの感染経路は依然不明です。感染源になるのは、患者の血液、体液、排泄物、唾液などで、これらとの直接接触及び医療機関や家族内での濃厚接触が感染経路となっており、空気感染はありません。現在、ワクチン等の特異的な治療法はまだ立証されておらず、対症療法となりますが、早期に支援治療を受けることで生存率が上がることが期待されます。潜伏期間は3日から10日で、突発的に発症し、発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛に続き発疹がみられます。その後、症状は悪化し、黄疸、全身衰弱、精神錯乱、出血、多臓器不全をきたし、死に至る場合があります。

致死率が高い(88%に至るケースも有り)感染症ですので、予防が重要です。自然環境に

あるウイルスに感染しないために、野生動物(含・死骸、排泄物)に触れない、不用意に洞窟・採掘坑に立ち入らないなど注意するとともに、アルコール消毒や石けんなどを使用した十分な手洗いをを行うように心掛けてください。

また、マールブルグウイルス病に感染しないよう、感染者が発生している地域には近付かないようにし、感染者又は感染の疑いがある人との接触は避け、野生動物の肉(bush meat やジビエと称されるもの等)を食さないなど、感染予防を心掛けてください。

(参考)

○厚生労働省検疫所

<https://www.forth.go.jp/useful/infectious/name/name49.html>

○国立感染症研究所:「マールブルグウイルス病とは」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/343-marburg.html>

3 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万々に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の出張などの渡航の際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。(詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311(内線)2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話:(代表)03-3580-3311(内線)4919

○外務省 海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地在外公館連絡先)

○在ガボン日本国大使館(赤道ギニアを管轄)

住所: Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話:(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

2023.2.15

閉館時の緊急連絡先: (+241)077-38-73-38

FAX: (+241)011-73-60-60

ホームページ: https://www.ga.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html